（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第七条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「同法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十八条第一項第一号又は第二号」に改め、同条第二項第一号中「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を削る。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令の一部改正）

第八条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「同法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十八条第一項第一号又は第二号」に改め、同条第二項第一号中「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を削る。

（都市の低炭素化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第九条　都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「同法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十八条第一項第一号又は第二号」に改め、同条第二号イ中「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

府令

○内閣府令第五十六号

地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第五号の規定に基づき、及び同法を実施するため、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年四月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設等）	（法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設）
第八条　［略］	**第八条**　［同上］

［項を加える。］

2　法第五条第四項第五号の内閣府令で定める福利厚生施設（第三十六条第二項において「特定業務福利厚生施設」という。）は、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の従業員のために使用される施設であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　寄宿舎
二　社宅
三　寮
四　前三号に掲げる施設と併せて整備される売店、体育館その他の福利厚生施設

［項を加える。］

3　法第五条第四項第五号の内閣府令で定める児童福祉施設（第三十六条第二項において「特定業務児童福祉施設」という。）は、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設（専ら当該事業に係る特定業務施設において常時雇用する従業員の児童のために使用されることが目的とされているものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設
二　児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業を行う施設
三　児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設（同項第一号に規定する家庭的保育者の居宅を除く。）
四　児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業を行う施設
五　児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設（同項第一号ハに掲げる施設を除く。）
六　児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業を行う施設
七　児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所